

旧外債償処理法による借換済外債償の証券の一部の有効化等に関する法律施行令
(案)要綱

一、旧外債償処理法による借換済外債償の証券の一部の有効化等に関する法律によつて借換済外債償が有効化された場合に、その借換時に借換により邦債償を取得した者がその借換価額等に相当する金額又はその邦債償を政府に納付する手続につき次の事項を規定する。

- の 納付期日等を知
- 二 物納申請書の提出及び物納通知書の送付
- 三 邦債償の物納の方法

二、前記一の方法によつて借換済外債償が有効化された場合に、その外債償が旧外債償処理法によつて敵産管理人により借り換へられたものであるときは、横浜正金銀行等が、邦債償を取得した者に代つて、その旨のために、その管理する邦債償を政府へ譲渡し、

又はその管理する邦債償の元利金等を政府へ納付する手続について次の事項を規定する。

- の 邦債償の譲渡計算書の提出及び譲渡通知書の送付
- 二 邦債償の元利金等納付計算書の提出及び納付通知書の送付
- 三 邦債償の譲渡の方法

三、前記一及び二の手続に必要な書類の様式等は、大蔵省令で定めることを規定する。

旧外債債処理法による借換済外債の証券の一部の有効化等
に關する法律施行令一案

内閣は、旧外債債処理法による借換済外債の証券の一部の有効化等に関する法律一昭和二十六年法律第二百八十九号の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

一 指定日等の通知

第一条 大蔵大臣は、旧外債債処理法による借換済外債の証券の一部の有効化等に関する法律一以下「法」という。一第六條第一項一法第七條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。一に規定する大蔵大臣の指定する日一以下「指定日」という。一を指定する場合には、同項の規定により政府に納付しなければならぬ者一以下「納付義務者」という。一に對し、その指定日前二ヶ月までに、その指定日及びその者が同項の規定により納付すべき金額を通知しなければならぬ。

一 物納申請書の提出

第二条 納付義務者は、前條の通知を受けた場合において、その納付すべき金額の全部又は一部を法第六條第二項一法第七條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。一の規定により邦債債一法第二條第二項に規定する邦債債をいう。以下同じ。一又はその利札をもつて納付しようとするときは、指定日前四十日までに、物納申請書を大蔵大臣に提出しなければならぬ。

一 物納通知書の送付

第三条 大蔵大臣は、前條の規定により納付義務者から物納申請書の提出があつた場合において、当該物納申請書に係る邦債債及びその利札が法第六條第二項の規定による納付に充てることができるときは、指定日前二十五日までに、物納通知書を当該納付義務者に送付しなければならぬ。

一 邦債債及びその利札の收納

第四條 納付義務者は、前條の規定により物納通知書を受けたときは、当該物納通知書に係る邦貨債の証券又はその利札に当該物納通知書を添えて、指定日まで、これを当該物納通知書において指定された財務局長又は財務部長に引き渡さなければならぬ。但し、登録国債又は社債等登録法一昭和十七年法律第十一号の規定により登録され、社債若しくは地方債一以下「登録国債等」という。一については、大蔵大臣名義に変更の登録を受け、証券に代えて、その登録済通知書又は登録済証を引き渡さなければならぬ。

2 前項の規定により引き渡された登録済通知書又は登録済証に係る登録国債等は、同項の変更の登録がされたときにおいて法第六條第二項の規定による納付があつたものとする。

3 財務局長又は財務部長は、第一項の規定により納付義務者から邦貨債の証券、その利札又は登録済通知書若しくは登録済証の引

渡を受けたときは、当該納付義務者に対し、收納済証券を交付しなければならぬ。

一 横浜正金銀行等の譲渡計算書及び納付計算書の提出

第五條 閉鎖機關株式会社横浜正金銀行、株式会社大阪銀行及び株式会社東京銀行一以下「横浜正金銀行等」という。一は、法第七條第一項の規定により政府に譲渡しなければならぬ邦貨債及びその利札一当該邦貨債が登録国債等であるときは、これに係る利子債権。以下同じ。一については、譲渡計算書を、同項の規定により政府に納付しなければならぬ同項各号に掲げるものの金額に相当する金額一以下「邦貨債元利金等」という。一については、納付計算書を大蔵大臣が定める日までに大蔵大臣に提出しなければならぬ。

一 譲渡通知書及び納付通知書の送付

第六條 大蔵大臣は、前條の規定により横浜正金銀行等から譲渡計

算書の提出があつたときは、譲渡通知書を当該横浜正金銀行等に
送付しなければならぬ。

2 大蔵大臣は、前条の規定により横浜正金銀行等から納付計算書
の提出があつたときは、納付通知書を当該横浜正金銀行等に送付
しなければならぬ。

一 横浜正金銀行等からの政府への譲渡

第七条 第四条の規定は、横浜正金銀行等が前条第一項の規定によ
り譲渡通知書を受けた場合について準用する。この場合において、
第四条第一項中「物納通知書」とあるのは、「譲渡通知書」と、
「指定日」とあるのは、「法第七条第一項の規定により大蔵大臣
が指定する日」と、第四条第二項中「法第六条第二項の規定によ
る納付」とあるのは、「法第七条第一項の規定による譲渡」と、
第四条第三項中「納付義務者」とあるのは、「横浜正金銀行等」と
読み替えるものとする。

一 様式及び記載事項

第八条 第二条に規定する物納申請書、第三条に規定する物納通知
書、第五条に規定する譲渡計算書及び納付計算書、第六条第一項
に規定する譲渡通知書、同条第二項に規定する納付通知書並びに
第四条第三項一第七条において準用する場合を含む。に規定す
る收納済証書の様式及び記載事項は、大蔵省令で定める。

附 則

この政令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

裏面白紙

理由

旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律の施行に伴い、有効化の措置のとられた借換済外貨債についての借換邦貨債及びその利札の物納等の手続を定める必要があるからである。

参照条文

旧外債償処理法による借換済外債償の証券の一部の有効化等に関する法律（昭和二十六年法律第二百八十九号）

（定義）

第二条

この法律において「邦債」とは、旧法第二条第一項に規定する借換のため同項の規定により当該外債償に代えて発行された国債、地方債及び社債をいう。

（借換価額相当額等）政府への納付）

第六条 第三条第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外債償（閉鎖株式会社又は株式会社）の債権者又は株式会社大阪銀行が旧敬産管理法施行令（昭和十六年勅令第千七百九号）第四条第一項の規定により選任された敬産管理人として旧法第二条第一項の規定により借り換えたものを除く。）の借換により邦債償を取得した者へその若くは借

承継人を含む。）は、大蔵大臣が指定する日までに、左の各号に掲げる金額の合計額に相当する金額を政府に納付しなくてはならない。

一 当該外債償の借換価額

二 当該邦債償の利子のうち、当該日へ当該邦債償が台湾電力株式会社又は東洋拓殖株式会社、発行した社債であるときは、それら昭和二十一年四月十五日又は同年九月十五日までに支払期日到来したものをその百分の三十に相当する金額を控除した金額

二 前項の規定により納付しなくてはならない者は、その若くは同項に規定する外債償の借換により取得した邦債償及び同項に規定する大蔵大臣が指定する日までに支払期日到来した若くは利付した社債が台湾電力株式会社又は東洋拓殖株式会社が発行した社債の利付であるときは、それら昭和二十一年四月十五日又は同年九月十五日までに支払期日到来した利付（その利付）をもつて同項の規定により納付すべき金額の全部又は一部を納付することができる。

4 第二項の規定による納付に充てるもつちの收納の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

(横浜正金銀行等からする政府への譲渡及び納付)

第七條 第三條第一項の規定によりその証券が有効なもつちとされる外債債が、前條第一項に規定する銀行が旧敵産管理法施行令第四條第一項の規定により選任された敵産管理人として旧法第二條第一項の規定により借り換えたもつちであるときは、当該銀行及び株式会社東京銀行は、連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の規定にかかわらず、政令で定める手續により、大蔵大臣の指定する日までに、当該借換により邦債債を取得した者（前條第七項の規定するその者の包括承継人を含む。）のためにその管理する当該邦債債及びその利札へ当該邦債債につき利札が附されたいときは、当該邦債債に係る利子債権を、当該邦債債を取得した者に代り、政府に無償で譲渡し、且つ、当該邦債債を取得した者のためにその管理する左の各号に掲げるもつちの金額に相当する金額を、当該邦債債を取得した者に代り、政府に納付しなければならぬ。

- 一 当該外債債の借換に際し旧法第二條第三項の規定により支払われた全額

二 当該邦債債について償還を受けた元金及び支払を受けた利子（その支払の際課せられた所得税の額を含むもつちとする。）

三 当該外債債の証券に附属する利札について旧外國為替管理法に基く命令により支払を受けた利子（その支払の際課せられた所得税の額を含むもつちとする。）

四 当該銀行が前三号に掲げるもつちを管理している間にそのもつちから生じた果実

三 前條第一項から第四項まで規定は、第一項に規定する銀行が、同項に規定する邦債債を取得した者（ために当該邦債債及びその利札へ当該邦債債につき利札が附されたいときは、当該邦債債に係る利子債権）並びに同項第一号、第二号及び第四号に掲げるもつち（同項第四号に掲げるもつちについては、同項第一号及び第二号に掲げるもつちに係るもつちに限る。）以下本条において同じ。）の全部又は一部を管理しこい場合における当該邦債債を取得した者（ために当該邦債債及びその利札が附されたいときは、当該邦債債に係る利子債権）が有効なもつちとされる外債債（閉鎖株式会社横浜正金銀行又は株式会社大阪銀行が旧敵産管理法施行令（昭和十六年勅令第千七百七十九号）

第四條第一項の規定により選任された財産管理人として旧法第二條第一項の規定により
借り換えたものを陳く」とあるのは、第一條第一項の規定する外貨債」と読み替へ
るものとす。

裏面白紙